

広島県告示第四百十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年四月五日

広島県知事 藤田 雄山

| 指定障害福祉サービス事業者 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-----------------|----------|----|------------------|------------|
| | | | | | |
| 社会福祉法人みどりの町 | 三原市大和町箱川一四七〇番地二 | ともがき | | 東広島市高屋町造賀二八二九番地七 | 平成一九年三月一日 |
| 社会福祉法人清風会 | 安芸高田市吉田町竹原九六七番地 | 清風会吉田工場 | | 安芸高田市吉田町竹原九六七番地 | 平成一八年一〇月一日 |
| 社会福祉法人清風会 | 安芸高田市吉田町竹原九六七番地 | 清風会みつや工場 | | 安芸高田市吉田町竹原一四〇番地一 | 平成一八年一〇月一日 |
| 社会福祉法人清風会 | 安芸高田市吉田町竹原九六七番地 | 清風会サンライフ | | 安芸高田市吉田町竹原一五二番地二 | 平成一八年一〇月一日 |